

支援内容

旅客運送事業者等が人材確保のために行う以下の取組について支援

- バス事業者、タクシー事業者が行う二種免許取得費用の負担
- バス事業者、タクシー事業者等が行う人材確保セミナー、PR資料の作成等の広報業務

具体的には

- ①二種免許取得のため教習経費（特例教習含む） **今回追加**
- ②人材確保セミナーの開催経費（会場借上、外部委託経費等）、PR資料の作成に要する経費 **今回追加**
- ③業界団体、自治体など外部団体を実施する研修（UD研修、観光ドライバー認定講習、デジタル化等の研修、子育てタクシードライバー研修など）、社内で実施する研修（研修委託料、講師謝金等）に要する経費。ただし、法令により受講が求められている講習・研修（運行管理者講習等）は除く。 **R3補正(デジタル化・研修支援)で実施したものを継続**

支援要件等

- 補助率 : 1 / 2（ただし、予算の範囲内で支援）
- 補助対象者：バス事業者、タクシー事業者等
- **採用計画（仮）を作成し、不足する人員分を限度として支援対象とする**
- **二種免許取得のため教習経費については、補助金を活用する人材を採用後3カ月以上継続して雇用することを条件とし、補助金交付後に条件に満たしていない事実が確認された場合には返還対象**

今後の執行スケジュール

- 要望調査 令和5年1月中（要望調査の中で採用計画も提出）
- 内示 令和5年3月中
- 交付申請受付 令和5年4月以降
- 対象期間 12/2（補正予算成立日）【P】～ 令和6年2月末（この間に教習修了・セミナーの実施等に加え、支払いまで必要）
- 実績報告期限 令和6年2月末